

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の  
提出を求める公示

平成19年2月1日

近畿地方整備局

近畿技術事務所長 山本 剛

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、近畿地方整備局管内の管轄する3,560橋の橋梁について、延命化を図り適切な管理を行っていくため、「橋梁定期点検要領(案)平成16年3月」に基づき、橋梁点検計画の策定および橋梁点検者に対する教育・指導等を行い、その橋梁点検結果について、橋梁管理カルテの作業及び橋梁点検調査に伴う技術支援を行う。また、橋梁点検結果等から鋼製橋梁及び橋梁支点部の疲労損傷とその延命化等、道路橋の点検手法、診断技術、補修・補強方法等総合的な検討評価を実施するものである。

橋梁に関する技術、経済、環境その他の問題についての調査研究、知識の普及等を行い、道路橋に係わる調査、設計、施工、点検手法、診断技術、補修・補強方法等、橋梁に関する高度な知識・技術・情報と豊富な経験を有していることから(財)海洋架橋・橋梁調査会(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としていますが、特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

応募の結果、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあっては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあっては、特定公益法人等と当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

- |          |   |      |
|----------|---|------|
| (1) 業務名  | 平成19年度橋梁検査及び調査検討業務                                    |      |
| (2) 業務内容 | 橋梁点検(橋梁点検)検査  | 1式   |
|          | ・「橋梁定期点検要領(案)平成16年3月」に基づく点検指導、橋梁検査の評価及び橋梁管理カルテの審査・管理等 | 767橋 |
|          | ・「橋梁定期点検要領(案)平成16年3月」に基づく橋梁点検の技術支援                    | 1式   |
|          | ・橋梁支点部の延命化に関する対策調査及び検討評価                              | 1式   |
|          | 鋼製橋梁疲労検討委員会   | 1式   |
|          | ・疲労損傷に伴う有識者による委員会運営補助                                 | 1式   |
| (3) 履行期限 | 契約の翌日から平成20年3月31日まで                                   |      |

### 3. 業務目的

本業務は、近畿地方整備局管内の管轄する3,560橋の橋梁について、延命化を図り適切な管理を行っていくため、「橋梁定期点検要領(案)平成16年3月」に基づき、橋梁点検計画の策定および橋梁点検者に対する教育・指導等を行い、その橋梁点検結果について、橋梁管理カルテの作成及び橋梁点検調査に伴う技術支援を行う。また、橋梁点検結果等から鋼製橋梁及び橋梁支点部の疲労損傷とその延命化等、道路橋の点検手法、診断技術、補修・補強方法等総合的な検討評価を実施するものである。

### 4. 応募要件

#### (1) 基本的要件

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

近畿地方整備局長から、建設コンサルタント業務等に関し指名停止を受けている期間中でないこと。

#### (2) 技術力に関する要件

下記の要件 ~ を満たすものとする。

「橋梁定期点検要領(案)平成16年3月」に基づく橋梁検査(診断)業務又は同種の業務の実績を有すること。

直轄国道の橋梁における点検又は診断業務に精通していること。

全国の橋梁における損傷事例を多数保有するとともに、最新のデータを収集する能力を有すること。

橋梁定期点検要領等のマニュアルを基に、統一のとれた橋梁の検査・診断技術力を有すること。

検査技術力を確保するために、橋梁検査技術者に対して必要な研修を実施していること。

橋梁の計画、設計、施工監理に至る、維持管理に一貫した検討業務の実績を有すること。

直轄国道の橋梁における新規建設又は補修・補強工事の工事中又は工事後に不具合を生じた事例の対応策に関し、有識者の委員会による検討業務の実績を有すること。

#### (3) 中立性・公平性に関する要件

参加意思確認書を提出するものは本業務に関連する企業や団体と資本・人事面等に関連があるものであってはならない。

#### (4) 業務執行体制に関する要件

橋梁定期点検要領(案)「平成16年3月」に基づき定期点検計画(案)の作成、点検業者の教育・指導、点検結果の審査と対策区分の判定、点検・検査・補修履歴の記録が出来る専門技術者を有していること。

#### (5) 業務実績に関する要件

平成13年度以降に、業務が完了し引き渡しが行われている業務(平成19年3月31日までに完了引き渡しを予定している業務を含む)で、国、地方公共団体、高速道路株式会社(東日本・中日本・西日本・首都・阪神・本州四国連絡)の発注に

よる、下記に示される同種業務の実績を1件以上有していること。

同種業務：橋梁における検査（診断）業務

5. 手続等

(1) 担当部局

〒573-0166 大阪府枚方市山田池北町11-1

近畿地方整備局 近畿技術事務所 経理課

TEL：072-856-1941 FAX：072-868-5604

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

平成19年2月1日から平成19年2月20日まで

（土、日曜日および祭日は除く。交付時間は9時00分から16時00分まで）

(1)に同じ。

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

平成19年2月21日16時00分 (1)に同じ。持参、郵送（書留郵便に限る。）

または電送（事前に担当部局へ連絡を入れること）すること。

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口 5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出  
予定期限：

平成19年3月8日16：00

(4) 近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成17・18年度土木関係建設  
コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていない場合  
も5(3)により参加意思確認書を提出することができるが、その者が技術提案書の提  
出者として選定された場合であって、技術提案書を提出するためには、技術提案書  
の提出の時に於いて、当該資格の認定を受けているとともに、平成19・20年度土木  
関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の申請を行って  
いなければならない。

(5) 詳細は説明書による。